

平成30年7月豪雨による 被害状況と政府の対応等について

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）

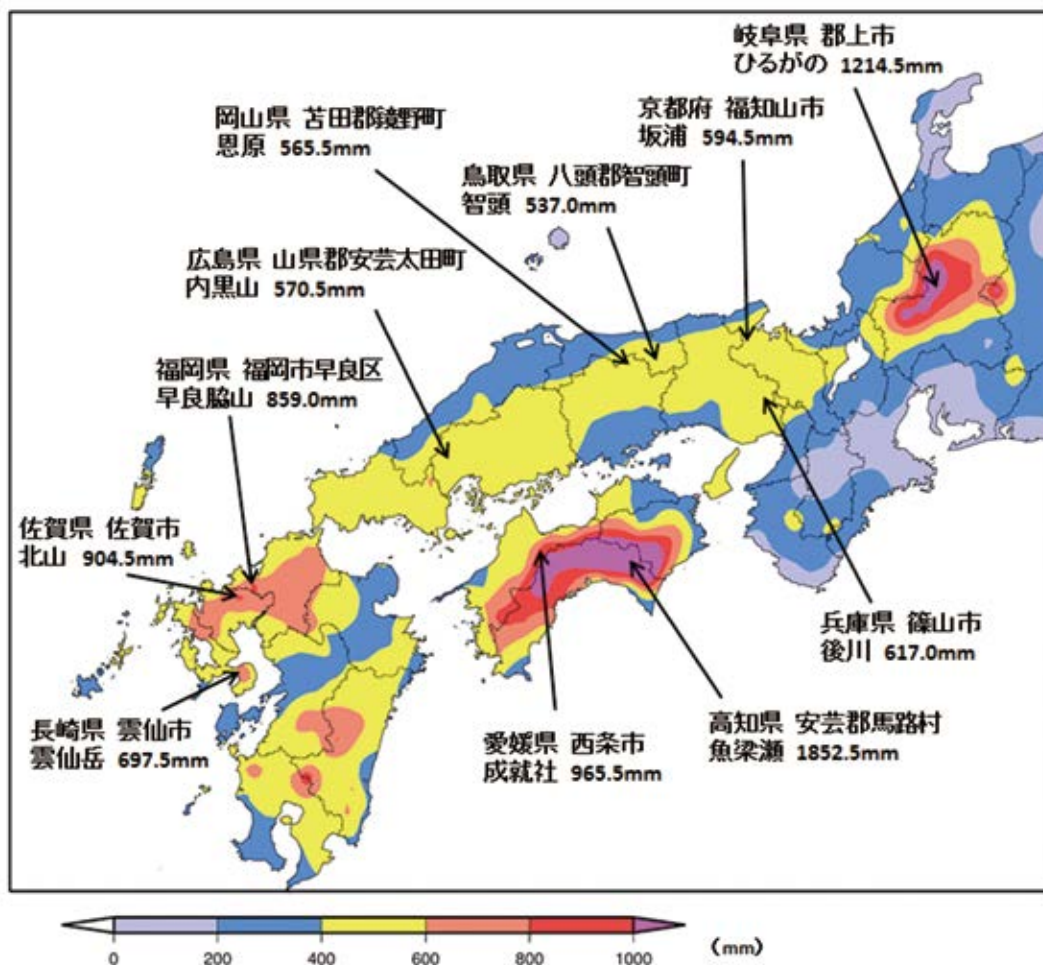
1 降雨の概要

6月28日以降、北日本に停滞していた前線が、7月4日にかけて北海道付近に北上した後、7月5日には西日本まで南下して、その後停滞しました。また、6月29日に日本の南で発生した台風第7号は東シナ海を北上し、対馬海峡付近で進路を北東に変えた後、7月4日に日本海で温帯低気圧に変わりました。

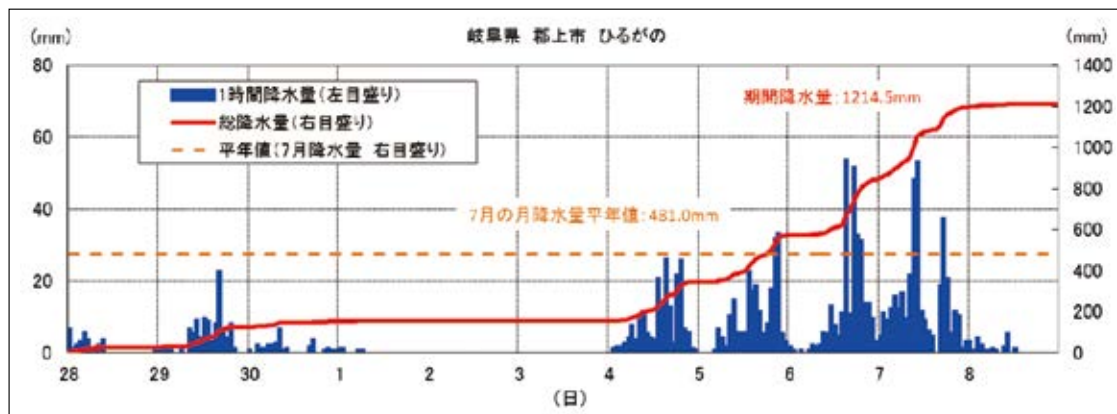
この前線や台風第7号の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となりました。

6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがありました。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、

期間降水量分布図（6月28日0時～7月8日24時）（出展：気象庁）



降水量時系列図（6月28日0時～7月8日24時）（出展：気象庁）



期間内の総降水量の多い方から20位（6月28日0時～7月24時）（出展：気象庁）

順位	都道府県	市町村	地点名(ヨミ)	降水量(ミリ)
1	高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬(ヤナセ)	1852.5
2	高知県	長岡郡本山町	本山(モトヤマ)	1694.0
3	高知県	香美市	繁藤(シゲトウ)	1389.5
4	徳島県	那賀郡那賀町	木頭(キトウ)	1365.5
5	高知県	香美市	大栃(オオドチ)	1364.5

北海道地方の多くの観測地点で24時間、48時間、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となりました。

この大雨について、岐阜県、京都府、兵庫県、岡山県、鳥取県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県の1府10県に大雨の特別警報が発表されるなど、過去に例を見ない異常な事態となりました。

2 被害の概要

この記録的な大雨により、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎ、9月10日時点で、死者・行方不明者231名、重傷者91名を含む負傷者411名の人的被害のほか、住家の被害として、全壊6,321棟、半壊10,685棟、床上浸水8,551棟、

床下浸水21,215棟等の被害が発生しました。

また、道路、鉄道や電気、水道等のライフラインのほか、生業の基盤となる農地、農業用施設などにも大きな被害が生じました。加えて、豪雨に伴い各地で発生した河川の氾濫や土砂崩れ等に起因する大量の流木等が住宅地や農地に押し寄せ、各地域ではこれら流木や土砂を含む多量の災害廃棄物が発生しました。

多くの家屋被害が生じたことや、水道や道路をはじめとする各種ライフラインの寸断等に伴い、発災直後には4万名を超える方々が避難所に避難されました。

3 政府の対応

政府としては、大雨となる前から関係省庁災害警戒会議を開催し、政府一体となった警戒態



愛媛県宇和島市吉田町（写真提供：国土交通省）



岡山県倉敷市真備町（浸水現場）



広島県呉市安浦町（土砂崩れ現場）



広島県東広島市（JR山陽線被災現場）

勢を確保するとともに、小此木防災担当大臣から国民の皆様に対し、自らの身を守るための積極的な安全確保を呼びかけました。7月7日には関係閣僚会議を開催、翌8日には災害対策基本法に基づく「平成30年7月豪雨非常災害対策本部」を設置（本稿執筆時点までに計23回開催）し、被害状況の把握や政府としての対応を共有、確認したほか、7月9日には小此木防災担当大臣を団長とする政府調査団を岡山県、広島県に派遣するとともに、安倍総理も同11日に岡山県、同13日に愛媛県を視察するなど、政府としても被災状況や被災地の抱える課題を直接把握することに努めました。その後も、7月15日には小此木防災担当大臣による広島県視察、同21日には安倍総理による広島県視察、同31日には小此木防災大臣による愛媛県視察、8月5日には安倍総理による広島県視察を行いました。

加えて、岡山県及び倉敷市、広島県、愛媛県及び宇和島市に政府職員を派遣し、被災自治体

と緊密に連携しながら対応にあたってきました。

また、今回の災害を特定非常災害に指定し、被災者の権利を守るための特別の措置を講じたほか、この一連の災害に対する激甚災害の指定については、昨年12月に見直した手続きにより早期に指定見込みの公表（7月15日、21日）や政令の閣議決定（7月24日）、公布（7月27日）を行う等、政府の総力を挙げて災害応急対策を推進してきました。

道路、鉄道、水道等の生活インフラの復旧や、大量に発生した災害廃棄物の処理等については、全国からの応援も含めた懸命の作業により協力を推進してきました。この結果、特に広域で発生した断水被害については、当初の見通しを大幅に前倒しし、家屋等損壊地域を除き、8月13日までに解消することができました。

この他、被災者の生活支援を迅速かつ強力に進めるために設けられた被災者生活支援チーム（チーム長：内閣官房副長官（事務））の下に設



小此木大臣政府調査団
(7月9日岡山市東区御休小学校)



小此木大臣政府調査団
(7月9日広島市安芸区矢野東)

置した緊急物資調達・輸送チームを通じ、食料、水、避難所のクーラー等の、人命に関わる生活必需品等の物資を、予備費を活用してプッシュ型で調達・発送し、避難所の生活環境整備等を進め、被災者の命を守るための対策に全力であたってきました。

4 復旧・復興に向けて

被災された方々が、生活再建に向けた第一歩を踏み出すためには、一日でも早く避難所等における生活から移行していただく必要があります。このため、政府としては、家屋の被害認定調査の簡素化・効率化について被災自治体に周知するとともに、調査にあたる応援職員の派遣に関する調整を行うなどにより、生活再建の前提となる罹災証明書の早期発行に努めてきました。

これまでに、約3,900戸のみなし仮設住宅への入居が決定し、9月末までに667戸の建設型仮設住宅の完成が予定されているなど、被災された方々の住まいの確保は着実に進んでいます。被災された方々のご希望、ご心情に寄り添いながら、一日も早く生活再建の第一歩となる当面の住まいへ移行していただくことができるよう、関係省庁が連携して引き続き取り組んでいきます。

また、災害復旧、災害廃棄物の円滑な処理、農林水産業や中小企業等の復興等を強力に進め



非常災害対策本部会議（第16回 8月2日）

るため、被災地の生活再建と生業の再建に向けた支援パッケージを取りまとめ、8月3日に総額1,058億円の予備費を、また、9月7日には予備費第2弾として総額616億円を措置できるよう閣議決定を行い、これら支援策は迅速・着実に実行に移されています。

一方で、本稿執筆時点（9月下旬）においても、未だ500名を超える方々が避難所等において、不自由な生活を余儀なくされています。

被災者の皆様が希望を持って前を向いて再建に取り組むことができるよう、そして、被災自治体が財源に不安なく安心して復旧・復興に取り組めるよう、被災自治体と一体となって、住まいの確保や各種インフラの復旧、生業の再建など、被災した各地域の復旧・復興に向けた取組を進めていきます。